

第5節 承認申請

1 仮使用承認申請

(1) 仮使用承認申請の対象

ア 仮使用の承認にあたっては、当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が変更工事中においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるかどうかを調査し、必要に応じ防火上の措置を講ずることにより、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められる場合に限り承認することができる。（S.46.7.27 消防予第105号通知）

ただし、現地調査は必要に応じて実施すれば足りる。

イ 製造所等において、貯蔵タンク等に危険物が残存している場合は、仮使用承認申請の対象とする。

ウ 複数施設の共有部分を工事する場合、例え申請する施設で危険物の貯蔵又は取扱いがなかったとしても、当該共有部分を使用する他の施設で危険物の貯蔵又は取扱いがある場合には、当該仮使用承認申請が必要となる。

エ 仮使用が開始されるのは施設が変更されるときであるが、当該変更とは変更工事を意味する。よって変更工事が発生しないような施設面積の拡張等に対しては、施設の使用が発生するとしても仮使用申請は必要ない。

また、消火器の設置等、変更に伴う工事が発生しないようなものも、当該変更工事とは扱わない。

(2) 仮使用の承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認める事項について適合していなければならないものであること。

ア 工事計画等

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織

(ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 火気管理

(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上有効な措置が講じられている場合を除く。

なお、当該火災予防上有効な措置とは、火気使用場所の周囲に可燃物を置かない、養生等、周囲への延焼防止措置を行う、及び可燃性蒸気の滞留しない場所で

火気を使用する等の措置をいう。

火気養生については、取り扱う火気及び発生する火花等によって防炎シート、不燃シート、スパッターシート等各養生シートの特性を鑑み適切に行うこと。

- (イ) 火気使用の範囲及び設備内容が明確であること。
- (ウ) 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

エ 工事場所と仮使用場所の区画

- (ア) 工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられ、明確に区分されていること。
- (イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- (ウ) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないよう有効な措置が講じられていること。
- (エ) 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。
- (オ) 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

オ 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、工事現場は、必要に応じ、換気が十分行われること。

カ 仮設設備の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

キ 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等の法令基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備が法令基準に準じて設けられていること。

ただし、当該仮設設備を設けなくても、他の方法等により安全性が確保できる場合は、この限りではない。

なお、この場合において、仮設設備に係る変更許可申請は不要とする。

ク 危険物の抜き取り作業等

- (ア) 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられ、随時、周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確立されていること。
- (イ) 危険物の抜き取り後、設備又は配管内の可燃性蒸気が完全に除去され、又は不活性ガス等による置換が行われること。
- (ウ) 静電気災害の発生するおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該

容器等を接地し、又は危険物の流速を制限する等の静電気災害を防止する措置が講じられていること。

- (エ) 許可された行為と違った方法で、指定数量以上の危険物の抜き取り作業等を行う場合は、仮取扱等の手続きを行うこと。

ケ 溶接、溶断作業

- (ア) 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断するとともに、溶接、溶断を行う部分の危険物等可燃性のものは完全に除去すること。

- (イ) 溶接等の際、火花、溶滴等の飛散、落下により周囲の可燃物に着火するおそれのある場所には、必要な保護措置が講じられていること。

コ その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

(3) 防油堤の改修等の工事に伴う仮使用について (S. 53. 10. 24 消防危第137号通知)

法第 11 条第 1 項の変更に係る許可を受けた屋外タンク貯蔵所は、当該変更に係る完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができないものであること。ただし、法第 11 条第 5 項の規定に基づき当該屋外タンク貯蔵所のうち改修等の工事を行う防油堤以外の部分について仮使用を認めることができるものであること。この場合においては次によること。

ア 仮使用の承認は屋外タンク貯蔵所において危険物を単に貯蔵するのみで、取扱いのない場合であっても必要であること。

イ 引火点が 21 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所に係る防油堤の改修等の工事に際して火気を使用する場合は仮使用を認めないこと。ただし、火災予防上十分な安全対策を講じた場合はこの限りでない。

ウ 防油堤の改修等の工事の際には、土のう積み等の仮設防油堤を設ける場合に限り仮使用を認めること。なお仮設防油堤の容量は、昭和 51 年 3 月 31 日自治省令第 7 号による改正前の危則に定める基準に適合するものであれば足りるものであること。

(4) 仮使用の申請時期について

ア 変更許可申請と同時に受け付けることができること。

イ 変更工事に着手する前までに承認を受けていること。

ウ 仮使用の承認を受けた製造所等で、完成検査前に再度変更許可申請をした場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。ただし、仮使用の範囲及び安全対策に変更のないものを除く。

エ 複数の許可を受けた製造所等で、いずれかの完成検査を受けた結果、仮使用の範囲及び安全対策に変更を生じる場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。

(5) 添付図書 (H. 9. 3. 26 消防危第35号通知)

仮使用承認申請書の添付書類は、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類とされているが、これは以下の図書とし、変更許可申請書に添付し

た書類の重複添付は要さないこと。

ア 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面

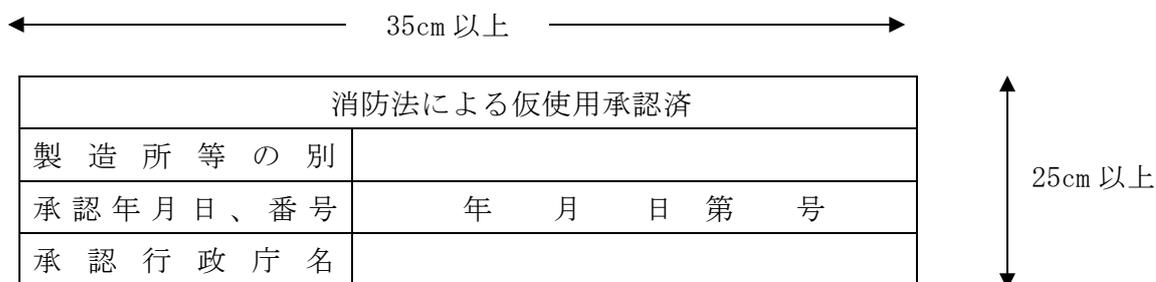
イ 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策等に関する図書

なお、イの工事工程表には、工程毎の詳細を示す必要はなく、工事工程の重なり等により安全性が低下しないことを確認できるもので足りること。(例えば、消火設備の配管等のつなぎ込み等により一時的に消火設備等が使用不能となる等、別途安全対策を講ずる必要性の有無を確認するためのもの。)

(6) 仮使用に係る掲示板について

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に所定の掲示板を掲げ、期間中表示するよう指導すること。(S. 46. 7. 27 消防予第105号通知)

【掲示板の例】



(7) 変更許可と仮使用承認との関係 (H. 11. 3. 23 消防危第 24 号通知参考)

ア 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用について

一の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区別することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができるものであること。

この場合において、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当該変更に係る部分に変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施することが必要であること。

また、当該完成検査を実施した部分については、市町村長等が仮使用承認を行うことにより仮に使用することができるものであること。

イ 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例

危険物施設の完成検査等（許可、完成検査及び仮使用）の手続の具体例及び留意事項については、別添のとおりであること。

ウ 仮使用の承認について

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、

複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

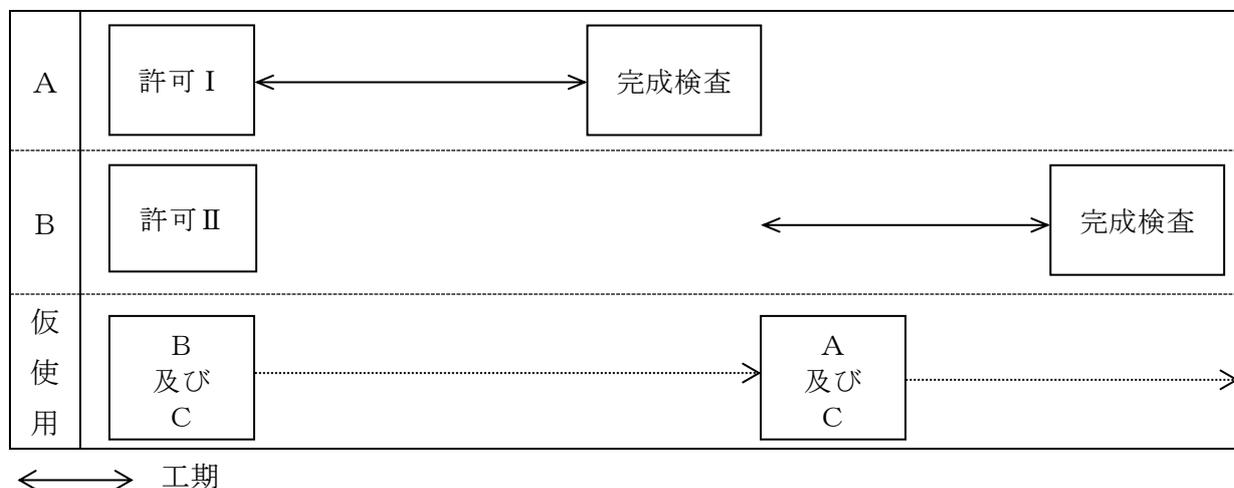
- ③ B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

- ④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

イ 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



- ① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、許可Iの変更工事部分以外の部分（B部分及びC部分）の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

- ② A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。
③ B部分の工事が開始されるにあたり、A部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

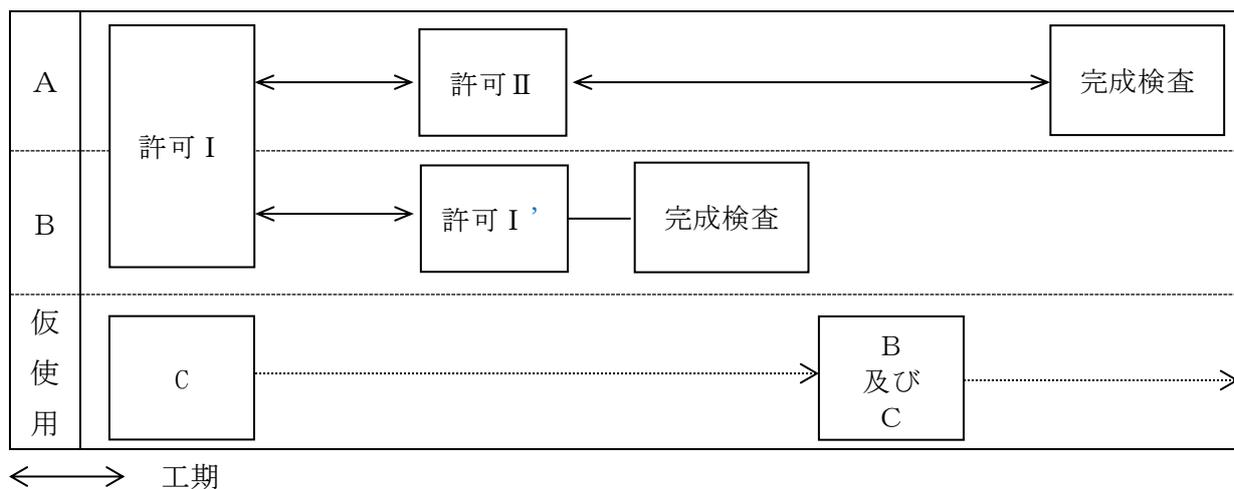
(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものである

こと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

④ B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(2) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



① A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Ⅰを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

② B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小（許可Ⅰ′）するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

なお、工事範囲を許可Ⅰから許可Ⅰ′に縮小する際には、申請の必要は無く、図面の差し替えでよい。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

③ B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものである

こと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

- ④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

2 仮貯蔵（取扱）承認申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」（H. 4. 6. 18 消防危第52号通知（R. 4. 12. 13 消防危第275号改正））によるものとする。

また、震災時等における仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮扱い等の安全対策及び手続きについて」（H. 25. 10. 3 消防災第364号・消防危第171号通知）及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H. 30. 12. 18 消防危第226号通知）によること。

(1) 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、原則反復して行ってはならない。

ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合で、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りではない。

なお、やむをえない事由とは、船の到着が遅れ、船積みのための危険物入りコンテナの仮貯蔵期間が延長される等、基本的に予期せぬ事態により延長する必要がある時のみに適用されるものである。ちなみに、震災からの復旧の遅れに伴い、仮取扱の期間が延長されるものも認められる。

(2) 仮貯蔵等承認の条件

ア 屋外における仮貯蔵等

(ア) 屋外において承認してはならない危険物は、第一類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第三類の危険物、第四類の特殊引火物に該当する危険物及び第五類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

- a ドライコンテナ内に第一類のアルカリ金属の過酸化物及び第三類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの
- b ドライコンテナ内に第三類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの
- c ドライコンテナ内に第四類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの
- d ドライコンテナ内に第五類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの

(イ) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱

い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

- (ウ) 仮貯蔵等を行う場所の周囲にはさく等を設けることにより他の部分と明確に区画し、おおむね危令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅以上の空地を保有すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

イ 屋内における仮貯蔵等

(ア) 建築物は、壁、柱、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とすること。

(イ) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(3) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の品名、数量等に応じた消火器等を設置すること。

(4) 標識及び掲示板

仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」若しくは「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識、並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名及び数量、危険物の性質に応じた注意事項並びに現場管理責任者の氏名を記載した掲示板を設けること。

なお、標識及び掲示板の大きさ並びに掲示板に表示する危険物に応じた注意事項は、危則第17条及び第18条に準じたものであること。

(5) 貯蔵及び取扱いの基準

ア 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの全てに共通する技術上の基準は、危令第4章の規定を準用するものとする。

イ 静電気により災害が発生するおそれのある物質を取り扱う場合は、アースをとること。

ウ 機器及び配管等の結合部には、オイルパン等の漏れ防止措置をとること。

エ 使用するホース等は、送液する危険物に対する耐腐食性があり、使用圧に耐えられるものであること。

オ 監視員を配置する等、異常時に直ちに対応できる体制をとること。

(6) 申請の方法

ア 同一の場所ごとに申請すること。

イ 仮貯蔵と仮取扱が同一の場所で、かつ、同時に行う場合は一括申請すること。

(7) 申請書及び添付図書

申請書は、第1章第1節4の例によるほか、仮貯蔵（取扱）の場所、仮貯蔵（取扱）の方法、安全対策等に係る資料を添付すること。

申請書の記入要領は下記によること。（平成31年2月14日消防危第34号通知参考）

ア 「危険物の所有者・管理者又は占有者」欄は、仮貯蔵（取扱）を行う危険物の所有者、管理者又は占有者について記入すること。

イ 「管理の状況（消火設備の設置状況を含む）」欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消火設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や監視・消火体制を具体的に記入すること。

ウ 「現場管理責任者」欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入すること。

なお、現場管理責任者が危険物取扱者の場合は当該欄に免状の種類を記載し、それ以外の場合は危険物取扱作業に従事する危険物取扱者の免状の写し又は氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付すること。

エ 「仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理」欄は、仮貯蔵（取扱）を行う理由及び期間経過後における危険物の処理の方法を記入すること。

オ 各欄の記入事項を別紙にして添付することもできるものであること。

(8) 仮貯蔵等の対象

指定数量以上の危険物を10日以内の期間に限り、貯蔵し又は取り扱う場合の手続きについては、以下のとおりとする。

ア 許可を受けた危険物設備等を改造するものについては、仮取扱申請では認められず、変更許可を要する。

なお、危険物施設内での仮貯蔵及び仮取扱については、当該仮貯蔵又は仮取扱が危険物施設に与える影響も考慮して、承認の判断を行うこと。

イ 製造所等のタンク等から仮設ポンプ及びホース等を使用した抜き取り行為は、許可に該当するような既設危険物設備等の改造を伴わない場合は、仮取扱申請の対象である。

ただし、廃油の地下貯蔵タンクのように、内容物を払い出すことに際し、通常仮設ポンプ及びホース等で抜き取ることが前提で設置されたタンクについては、当該取扱行為は許可された行為とみなし、手続きを要さない。

ウ 許可施設範囲内において、許可された行為ではないが、施設区分として認められた行為を行う場合で、許可に該当するような危険物設備等の設置又は変更を伴わず、また許可された品名及び数量内で行う行為については、手続きを要さない。

エ 機器等のドレンノズルからの残液抜き取り行為については、手続きを要さない。ただし、当該機器等に継続的に送液し、容器等への詰替え行為を行う場合は、仮取扱等の手続きを要する。

なお、タンクの水抜口及び未使用ノズルからの抜き取り行為は、仮取扱申請の対象である。

オ 移動タンク貯蔵所に危険物が入った状態で常置場所等に24時間以上貯蔵（車両の

故障等、24時間以上停車せざるを得ない場合は除く。) する行為は、仮貯蔵申請の対象である。なお、24時間未満の一時貯蔵（車両の故障等、24時間以上停車せざるを得ない場合も含む。）については、移送の途上とみなし、特段の手続きは要さないが、危険物取扱者が監視する等、移送時に係る基準を順守すること。

カ 移動タンク貯蔵所又は容器等からタンクに、注入口を使用せずに危険物を注入する行為は、原則仮取扱申請の対象である。

ただし、製造所又は一般取扱所の20号タンクに注入する行為について、当該施設範囲内で行われたもので、許可された行為と認められるものは、手続きを要さない。

キ 震災時に通常の計量機が使用できなくなったため、手動ポンプ及びホース等を使用し、給油する行為は、仮取扱申請の対象である。

ク 命令によりタンクから仮設のポンプ及びホース等を使用し抜き出す行為は、法第12条の3第1項に規定する緊急使用停止命令に基づくもののように、緊急性がある場合には手続き不要であるが、そうでない場合には、仮取扱申請の対象である。

(9) 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請（H. 4. 6. 18 消防危第52 号通知）

荷積み待ち等により一定の場所に危険物のタンクコンテナを仮貯蔵する場合については、次によること。

なお、仮貯蔵の基準を適用するか、又は、屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所の基準を適用するかについては、危険物の種類、貯蔵期間等に応じ、申請者の選択によることのできるものであること。

(1) 仮貯蔵承認申請の対象となるもの

荷積み待ち等により一定の場所に指定数量以上の危険物を収納したタンクコンテナを相当期間留める場合

(2) 仮貯蔵承認申請の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類

とするが、必要最小限に留め、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的（24時間以内に限る。）に留める場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(3) 技術上の基準に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（危令第10条に定める不燃材料をいう。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵所」である旨を表示した標

識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。

e タンクコンテナ相互間には、点検のため間隔を設けること。

f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建築基準法第2条第7号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。

b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

前記ア(イ)から(エ)までの例によること。

4 保安検査時期変更承認申請

危令第8条の4第2項ただし書及び危則第62条の2の規定による保安検査時期変更承認申請については、次の事項に留意すること。

(1) 危則第62条の2の規定による保安検査時期の特例事由

ア 危則第62条の2第1項第1号に規定する災害その他の非常事態が生じたこととは、例えば地震発生後の外観点検では異常がなく、不等沈下も生じていないとしても、タンクの安全性について万全を期すためタンク内部の異常の有無を確認しよう

とする場合がある。

イ 危則第 62 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する保安上の必要が生じたこととは、屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において保守管理計画の変更の必要が生じた場合などがある。(S. 52. 3. 30 消防危第 56 号通知)

ウ 休止に伴う時期変更について

(ア) 休止要件について

危則第 62 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する貯蔵及び取扱いが休止されたこととは、平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号附則第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める措置がとられたこととし、当該措置を申請時に資料提出又は現場確認により確認を行うこと。

なお、当該措置の中で第 1 号の危険物を除去する措置が講じられていることとは、危険物が清掃等により完全に除去(危則第 62 条の 2 第 2 項各号に掲げられているものを除く。)されていることをいい、第 2 号の誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていることとは、危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板を設置すること、配管等の一部取り外すこと等により、誤作動又は誤操作があった場合においても、危険物が流入しないようにすることをいうものであること。(H. 21. 10. 27 消防危第 193 号通知)

(イ) 休止に伴う延長時期について

危令第 8 条の 4 第 2 項に定める市町村長等が別に定める時期については、休止の場合は、休止した日から 1 年を超えない範囲内で、危険物の貯蔵及び取扱いが再開される日の前日までの時期とする。なお、当該休止が継続する限り、何度でも再延長が認められる。

(ウ) 再開時の保安検査受検時期について

危則第 62 条の 2 第 1 項第 3 号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、次の a 又は b に定める期限までに保安検査を受検すること。

a 変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、変更前の保安検査の受検時期

b 変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日 (H. 21. 10. 27 消防危第 193 号通知)

なお再開される 7 日前までに、姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する再開届の提出が必要であるが、提出があつた場合には、保安検査の受検について確認すること。

(エ) 申請書の提出時期について

保安検査受検期限の1週間前までに申請し、この後期間時期を変更する（遅らせる）必要がある場合は、申請した受検期限が経過する前までごとに再申請すること。

なお、当該再申請は危則別記様式第29により行うが、1度目の申請（上記再申請以外の申請）時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する休止届を提出すること。

エ 危則第62条の2第4号に規定する使用の状況等に変更が生じたこととは、屋外タンク貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する場合であって、変更の許可を必要としない場合などがある。（S.52.3.30 消防危第56号通知）

(2) 保安検査の時期の延期について

定期保安検査の時期の変更は、時期の繰上げと時期の延期とがあるが、災害その他非常事態の発生に伴い変更工事等が長引いたため、その時期を延期せざるを得なくなった場合等特別の事情がある場合を除き時期の延期は認められない。よって休止の場合を除き、単に所有者等の操業上等の都合により延期することは認められない。

5 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請

危令第8条の4第2項第1号、危則第62条の2の2及び危則第62条の2の3の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危則別記様式第26の2、第26の3、第26条の4）に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。（H.6.9.1 消防危第73号通知（H.11.9.24 消防危第86号改正）、H.16.3.31 消防危第42号通知）

(1) 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に係る申請添付資料

| | 資料内容 |
|----------------|---|
| コーティング | <ul style="list-style-type: none"> コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト 屋外貯蔵タンクの内面のコーティング等の管理技術に係る講習を修了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料 |
| タンク底部外面の腐食防止措置 | <ul style="list-style-type: none"> アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 電気防食の場合は、防食措置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定 |

| | |
|--------|--|
| 板厚 | 記録資料 |
| 補修・変形 | <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 板厚測定記録図面及び資料 補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料 |
| 不等沈下 | |
| 支持力・沈下 | <ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 |
| 維持管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年沈下量測定記録資料 過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） 過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料 |

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に係る申請添付資料

| | 資料内容 |
|--------------|---|
| 水等成分管理の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 貯蔵危険物の水分等管理要領及び管理記録資料 板厚測定記録画面及び資料 板の経過年数に関する資料 アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面又は資料 電気防食の場合は、防食措置の設置位置を示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及 |
| 腐食率 | |
| タンク底部外面の防食措置 | |

| | |
|--|--|
| <p>補修・変形</p> <p>不等沈下</p> <p>支持力・沈下</p> <p>維持管理体制</p> | <p>び被覆厚さを示した図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 ・ 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の結果記録資料 ・ タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 ・ タンク本体の経年沈下量測定記録資料 ・ 過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内を記録したもの） ・ 過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料 |
|--|--|

(3) 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況に係る申請添付資料

| | 資料内容 |
|--|--|
| <p>板厚予測値</p> <p>コーティング</p> <p>タンク底部外面の腐食防止措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 腐食量予測式に基づく板厚予測値算出資料（外面腐食量に基づき腐食率を算定（H. 23. 12. 1 消防危第273号通知）） ・ コーティングに関する指針又は既存コーティングに関する指針に基づくチェックリスト ・ 屋外貯蔵タンクの内面のコーティング等の管理技術に係る講習を修了したことを示す資料等コーティング等の施工に関して専門的技術及び経験を有すると認めることのできる資料 ・ アスファルトサンドの場合は、施工範囲、施工厚さを明示した図面または資料 ・ 電気防食の場合は、防食措置の設置位置を |

| | |
|--------|---|
| 補修・変形 | <p>示した図面、対地電位（瞬間オフ電位）測定記録資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸入防止措置の被覆材料、被覆範囲及び被覆厚さを示した図面 |
| 不等沈下 | <ul style="list-style-type: none"> 補修実施箇所を示す図面、補修工事施工要領を示す資料 有害な変形が認められた部位に関する隅角部角度測定データ等の記録資料 |
| 支持力・沈下 | <ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 |
| 維持管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> タンク本体の経年相対沈下量測定記録資料 過去1年間の教育訓練実施記録資料（実施日、実施場所、参加人員、教育訓練内容を記録したもの） 過去1年間の巡視・点検実施計画、実施要領を記載した資料 |

- (4) 危険物保安技術協会のタンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書(写)
- (5) 危険物保安技術協会の個別延長に係る基準対応表
- (6) その他必要な図書

6 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請

(1) 休止要件について

危則第 62 条の 5 第 3 項に規定する事由である危則第 62 条の 2 第 1 項第 3 号の運用については、上記 4 (1)ウ(ア)の例によること。

(2) 休止に伴う延長時期について

危則 62 条の 5 第 3 項に定める市町村長等が定める期間とは、当該延長される内部点検期日の次の日から 1 年を超えない範囲内で、危険物の貯蔵及び取扱いが再開される日の前日までの期間とする。なお、当該休止が継続する限り、何度でも再延長が認められる。

(3) 再開時の内部点検実施時期について

危則第 62 条の 5 第 3 項の規定に基づき内部点検の期間が延長された後、期間延長後の内部点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タ

ンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、次のア又はイに定める期限までに内部点検を実施すること。

ア 変更前の内部点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、変更前の内部点検の実施期限

イ 変更前の内部点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の内部点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日
(H. 21. 10. 27 消防危第 193 号通知)

なお再開される 7 日前までに、姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する再開届の提出が必要であり、提出があった場合には、内部点検について確認すること。

(4) 申請書の提出時期について

内部点検実施期限の 1 週間前までに申請し、この後期間延長する必要がある場合は、申請した点検期限が経過する前までごとに再申請すること。

なお、当該申請は危則別記様式第 35 により行うが、1 度目の申請（上記再申請以外の申請）時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する休止届を提出すること。

7 新基準適合期限延長に伴う休止確認申請書等

平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号により、平成 6 年 7 月 1 日政令第 214 号附則第 7 項（休止に伴う特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限延長）及び平成 11 年 1 月 13 日政令第 3 号附則第 2 項（休止に伴う準特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限延長）の総務省令で定める危険物の貯蔵及び取扱いは、危則第 62 条の 2 第 2 項各号に掲げるもの、同項の総務省令で定める確認は、平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号附則第 3 条第 3 項各号のいずれにも該当することとされ、当該運用は、平成 17 年 1 月 14 日総務省令第 3 号附則第 3 条第 1 項第 1 号（休止に伴う浮き屋根の特定屋外タンク貯蔵所の新基準適合期限延長）に規定する休止の確認等にも準用されたが、このことについて、以下の点に留意すること。

(1) 休止に伴う確認について

当該休止の確認事項等については、平成 21 年 10 月 16 日総務省令第 98 号附則第 3 条第 3 項に定める措置とし、当該措置について、申請時に資料提出又は現場確認により確認すること。

なお、同項第 1 号及び第 2 号の具体的運用については、上記 4 (1)ウ(ア)の例によること。（H. 21. 10. 27 消防危第 193 号通知）

また、危則別記様式 36 又は 39 の提出については、新基準適合期限の 7 日前までに姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する休止届と同時に提出することとし、次回からは 1 年経過する前までに本申請書のみ提出すること。

(2) 使用の再開にについて

上記(1)により休止していた施設において、再開しようとするものは、再開する7日前までに危則別記様式37又は40、及び姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する再開届を提出すること。なおその際に、当該屋外貯蔵タンクが新基準に適合しているかどうか確認すること。

- (3) 危則別記様式36又は39の記載内容に変更が生じる場合は、変更する7日前までに危則別記様式38又は41にて届け出ること。なお、当該変更内容については、資料提出又は現場確認により確認を行うこと。

8 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

- (1) 休止による延長期間について

危則第62条の5の2第3項及び危則第62条の5の3第3項に規定されている危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める事項は、

ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(H.22.7.8 消防危第144号通知)

とし、同項に規定されている市町村長等が定める期間とは、同条第2項に定められている当該点検を行わなければならない期限の次の日から使用が再開される日の前日までの期間とする。

- (2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危則第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検の実施期限

イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

(H.22.7.8 消防危第144号通知)

9 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認申請

平成23年12月21日総務省令第165号により、平成23年12月21日政令第405号附則第10条第2項の総務省令で定める危険物の貯蔵及び取扱いは、危則第62条の2第2項各号に掲げるもの、同項の総務省令で定める確認は、当該総務省令第165号第9条第3項各号のいずれにも該当することとされたが、このことについて、以下の点に留意す

ること。

(1) 休止に伴う確認について

当該休止の確認について、当該総務省令第 165 号第 9 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の具体的運用については、上記 4 (1)ウ(ア)によること。

なお、当該総務省令第 165 号別記様式第 2 の提出については、基準適合期限の 7 日前までに姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する休止届と同時に提出することとし、次回からは 1 年経過する前までに本申請書のみ提出すること。

(2) 使用の再開について

上記(1)により休止していた施設において、再開しようとするものは、再開する 7 日前までに当該総務省令第 165 号別記様式第 3 及び姫路市危険物の規制に関する規則第 20 条に規定する再開届を提出すること。なおその際に、当該屋外貯蔵タンクが当該浮き蓋の基準に適合しているかどうか確認すること。

(3) 当該総務省令第 165 号別記様式第 2 の記載内容に変更が生じる場合は、変更する 7 日前までに当該総務省令第 165 号別記様式第 4 にて届出ること。なお、当該変更内容については、資料提出又は現場確認により確認を行うこと。